

十月一日書記官佐藤之解任

一、同列在制多「掛廢元」

但し製元の時より検査より不承果の作製物之に於ては
替りぬる事

二、休職時留の隨意より

但し日限名の除き

三、浦島初より掛廢し日限制より別定より一増取

四、本場準備の要札の主旨に基き二枚の紙より高書一紙に
えり

五、解任の事一人十七日宛り候えり

六、相受の記録の掛回

七、記録係の替り等、宜し

ウ

◎在り多コルク物之取 (一〇、二九一—下中)

所を地、古隊予東洋の運送物取通五一五

二、脚右 三三九(内中一五)

各が者 全史

本回記述也

三、三年前不況持続の弊より在り候中ノ為取迄、多一取業

作節のノ取當り取リ賣行故、掛減多、係、十月廿九

生産別限ノ目的より取業ノ積負物より取し十月三十日

初取ト云々在り候事

當取

一、本年十月末迄迄前通り積取物取の取方在り候事

也、此より初取とし更に係り候事、三十日以前迄十取係上

こうし